



本巢市告示第12号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに、本巢市に意見書を提出することができる。

令和8年2月9日

本巢市長 藤原



- 1 縦覧期間（2週間）
自 令和8年2月9日
至 令和8年2月24日
- 2 縦覧場所
本巢市役所 産業経済部 農政課（本巢市早野255番地）
- 3 意見書の提出について
計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出者
意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
 - (2) 提出方法
意見書（様式自由）により直接持参又は郵送により書面で提出すること。
 - (3) 提出期限
令和8年2月24日
 - (4) 提出先
本巢市役所 産業経済部 農政課（本巢市早野255番地）